

平成 2 6 年 7 月 2 日

東葛中部地区総合開発事務組合議会
平成 2 6 年第 2 回定例会会議録

東葛中部地区総合開発事務組合議会

東葛中部地区総合開発事務組合議会
平成26年第2回定例会会議録

目 次

○開	会	2								
○会	期	の	決	定	4					
○会	議	録	署	名	議	員	の	指	名	5
○議	案	第	1	号	5					
○議	案	第	2	号	6					
○議	案	第	3	号	7					
○議	案	第	4	号	8					
○議	案	第	5	号	9					
○一	般	報	告	9						
○一	般	質	問	10						
○副	管	理	者	選	挙	14				
○閉	会	15								
○署	名	17								

東葛中部地区総合開発事務組合議会
平成26年第2回定例会会議録

○
平成26年7月2日（水）午後3時00分開議

議事日程

- 日程第 1 会期の決定
日程第 2 会議録署名議員の指名
日程第 3 議案第1号 専決処分について（平成25年度東葛中部地区総合開発事務組合一般会計補正予算について）
日程第 4 議案第2号 専決処分について（平成26年度東葛中部地区総合開発事務組合一般会計補正予算について）
日程第 5 議案第3号 東葛中部地区総合開発事務組合立障害者支援施設条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 6 議案第4号 示談の締結及び損害賠償の額の決定について
日程第 7 議案第5号 東葛中部地区総合開発事務組合監査委員の選任について
日程第 8 一般報告
日程第 9 一般質問
日程第10 副管理者選挙

出席議員（5名）

1番 井崎 義治 君 3番 関口 隆明 君
4番 田中 晋君 5番 青木 章君
6番 木村 得道 君

欠席議員

2番 海老原 功一 君

説明のため議場へ出席した者

管理者 秋山 浩保 君 副管理者 星野 順一郎 君
代表監査委員 菅生 泰久 君 会計管理者 飯村 俊彦 君
事務局長 池上 昌弘 君 主管者 飯田 晃一 君

主 管 者 田 中 佳 二 君 主 管 者 大 畑 照 幸 君
総務課長 神 野 宏 美 君 総務課副参事 染 谷 誠 君
斎 場 長 渡 邊 哲 也 君

職務のため議場へ出席した者

総務課副主幹 渡 会 利 之 君

○副議長（田中晋君） 開会前に御報告いたします。

海老原功一議長から、本日の会議を欠席する旨届け出がありましたので、本日の会議を副議長が議事進行を行うので、御報告いたします。

○

午後3時00分開会

○副議長（田中晋君） それではただ今から、東葛中部地区総合開発事務組合議会、平成26年第2回定例会を開会いたします。

○

午後3時00分開議

○副議長（田中晋君） 直ちに会議を開きます。

○副議長（田中晋君） まず初めに、定例会招集の挨拶並びに事業報告を求めます。秋山浩保管理者。

〔管理者 秋山浩保君挨拶〕

○管理者（秋山浩保君） はい。

本日、ここに東葛中部地区総合開発事務組合議会平成26年第2回定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中御出席を賜り、誠にありがとうございます。

既に皆様御承知のとおり、平成26年2月26日に我孫子市議会平成26年第1回定例会におきまして、木村得道さんが議長に就任されました。心からお祝い申し上げ、今後の御活躍をお祈りいたしますとともに、本組合の運営につきましても御指導を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

それでは、今定例会の開会に当たり、前定例会以降における組合の主要事業の進捗状況につきまして御報告いたします。

まず初めに、みどり園改築等PFI事業でございます。

平成23年2月にPFI事業の契約を締結して以来、利用者が居住しながら建物の建設工事を進めてまいりました。安全や居住環境には十分な配慮をしながら、本年5月をもって無事に建設事業を完了いたしました。また、本年4月からは、指定管理者大久保学園による管理・運営を実施しております。

建設事業につきましては、土壌汚染による建設工事への影響で、日中活動棟の南側部分と園庭等の外構工事は5月末の完成となりました。5月26日には事務組合において完了検査を行い、同月28日には、みどり園PFI事業モニタリング委員会においての竣工確認を行い、特に指摘事項は無く、完了を確認することができました。これにより、6月4日には大久保学園から事務組合に対する建物等の引渡しを受け、翌日の5日から全面の供用開始となりました。この事業の推進に関しましては、関係者各位の御理解と御協力の賜物と感謝しております。

続きまして、前定例会以降の各事業の取組について御報告いたします。まず、みどり園の関連です。

4月1日からは大久保学園の職員体制も整い、生活介護、施設入所支援事業及び短期入所事業を開始し、さらに、共同生活援助事業みどりの家の運営も全面的に開始いたしました。これまでのみどり園が果たしてきた役割の重要性と基本理念や運営方針を継承しつつ、指定管理者による運営の下で、引き続き、利用者が安全で安心して、健康で生活していけるよう、より一層の努力をまいります。

また、事業実施状況に係るモニタリングを行い、事業者が実施するサービス等の履行状況の確認、サービスの質の評価及びサービスの安定性の評価等を行ってまいります。

次に、ウイングホール柏斎場の関連でございます。

去る5月13日に、外部から場内へ電気を引き入れる電柱に設置してある高圧気中開閉器、通称PAS（ピーエーエス）、パスと呼んでおりますが、経年劣化により突然故障をしてしまい、場内施設が午前中停電となってしまいました。午後には復旧いたしました。場内には自家用発電機が設置してありますので、火葬に係る影響はございませんでした。しかし、空調設備や式場の音響設備等で一部支障が出てしまい、お客様に御不便、御迷惑をお掛けしてしまいました。

今回の不具合があった器具については、6月19日に東京電力立会いのもとで取替えを行い、万全を期しました。ウイングホール柏斎場の建設から17年が経ち、交換補修等を要するものが増えてまいります。保守点検作業を通じての適切な時期に、交換補修等がなされ、利用者の皆様に御不便をお掛けしないよう、今後とも努めてまいります。

今年度のウイングホール柏斎場の運営におきましては、施設・設備全体の老朽化、将来の火葬件数の増加を見据えた増炉の検討を含む施設整備を進めてまいります。そのため、人口動態や死亡者数等の調査を行い、施設整備計画を策定し、計画的・効率的な施設整備を実施してまいります。

続きまして、霊柩自動車の運行についてです。

宮型霊柩自動車は老朽化により部品交換等の修理をする機会が増え、安全に運行することに不安視されるような状況が出てまいりました。そのため、宮型霊柩自動車を洋型霊柩自動車へ入れ替えを行い、洋型霊柩自動車2台での体制として、平成26年11月1日を目途に導入を行い、お客様に安全で安心な利用しやすい事業運営を整えてまいりたいと考えております。

今後も斎場施設を利用される方への利便性の向上とサービスの充実、安全と安心の健全な施設運営に努めてまいります。

最後になりましたが、本日は補正予算、障害者支援施設条例の一部を改正する条例など5議案について御審議いただく予定となっております。議員各位におかれましては、何とぞ御賛同賜りますようお願い申し上げます。開会に当たっての挨拶並びに事業報告といたします。

○副議長（田中晋君）　ここで御紹介いたします。

ただいまの挨拶の中にもありましたように、去る平成26年2月26日、我孫子市議会平成26年第1回定例会におきまして議長選挙が行われ、木村得道議員が当選されました。組合規約第5条第2項の規定により組合議員に就任されましたので、御紹介いたします。

木村得道議員の挨拶を許します。

〔木村得道議員挨拶〕

○6番議員（木村得道君）　こんにちは。我孫子の木村と申します。今後とも様々な形でお世話になりますけれども、少しでも力になれるように鋭意努力してまいりますので、どうぞよろしく申し上げます。

○副議長（田中晋君）　日程に入るに先立ち報告をいたします。

地方自治法第121条の規定による説明員の出席要求に対し、当局より説明員の職及び氏名の通知がありました。

また、監査委員から平成26年1月分から3月分に関する例月現金出納検査の結果報告及び平成25年度定期監査の結果報告がありました。

また、管理者から平成25年度東葛中部地区総合開発事務組合継続費繰越計算書について報告がありました。

いずれも各位のお手元に配付してございます印刷物により、御了承願います。

以上で報告を終わります。

○副議長（田中晋君）　日程に入ります。

○

○副議長（田中晋君）　日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

会期は会議規則第4条第1項の規定により、本日1日と定めたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり。〕

○副議長（田中晋君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決まりました。

○

○副議長（田中晋君） 日程第2、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第19条の規定により、副議長において、関口隆明議員及び青木章議員を指名いたします。

○

○副議長（田中晋君） 日程第3、議案を上程いたします。

議案第1号を議題に供します。

〔末尾参照〕

○副議長（田中晋君） 説明を求めます。事務局長。

○事務局長（池上昌弘君） はい。

議案書1ページでございます。

議案第1号は、専決処分についてございまして、平成25年度東葛中部地区総合開発事務組合一般会計補正予算を専決処分により定めましたので、これを報告し、承認を求めようとするものです。

これは、みどり園改築等PFI事業に伴い、本組合職員20人が平成25年3月31日付けで退職し、同年4月1日付けで関係市に採用されましたが、このうち柏市に採用された職員11人分に係る退職手当に係る負担金について、同市が千葉県市町村総合事務組合の退職金支払制度に加入していないため、千葉県市町村総合事務組合市町村負担金条例の市町村負担金の清算特例条項に基づき、総合事務組合議会の議決を経て清算が確定したので、増額補正を行ったものです。

補正の内容といたしましては、議案書4ページにございますように、歳入歳出予算、それぞれ8,980万円増額し、総額を20億395万5千円としたものでございます。

詳細につきましては、議案書6ページにございまして、歳入としましては、8款 諸収入、1節 雑入に、還付される千葉県市町村総合事務組合負担金8,980万円を計上し、歳出としましては、3款 民生費、3節 職員手当等に、柏市に納付する退職手当負担金として、還付額と同額の8,980万円を計上したものです。

以上、提案理由を御説明申し上げました。何卒御承認賜りたく、よろしくお願ひいたします。以上です。

○副議長（田中晋君） 説明が終わりましたので質疑に入ります。
発言を許します。
質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

○副議長（田中晋君） ないものと認めます。
よって、質疑を打ち切ります。
採決を行います。
議案第1号を原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。
〔挙手全員〕

○副議長（田中晋君） 挙手全員でございます。
よって、議案第1号は原案のとおり承認されました。

○

○副議長（田中晋君） 日程第4、議案第2号を議題に供します。
〔末尾参照〕

○副議長（田中晋君） 説明を求めます。事務局長。

○事務局長（池上昌弘君） はい。
議案書7ページを御覧ください。

議案第2号は、専決処分についてでございます。平成26年度東葛中部地区総合開発事務組合一般会計補正予算を専決処分により定めましたので、これを報告し、承認を求めようとするものです。

これは、みどり園改築等PFI事業により、みどり園が本年4月1日から指定管理者制に移行されることに伴い、みどり園に勤務する本組合職員32人について、本年3月31日付けで、地方公務員法第28条第1項第4号に基づき分限免職といたしましたが、この際に、関係市の採用を希望しなかった10人について、規程に基づき整理退職を理由とする特別昇給を行ったことにより、千葉県市町村総合事務組合市町村負担金条例に基づき、退職金に係る特別負担金が賦課されたため、増額補正を行ったものです。

補正の内容といたしましては、議案書10ページでございますように、歳入歳出予算をそれぞれ3,713万円増額し、総額を7億5,811万2千円としたものでございます。

詳細につきましては、議案書12ページでございます。歳入としまして、6款繰入金、1節財政調整基金繰入金に、千葉県市町村総合事務組合特別負担金の支払に不足する3,713万円を財政調整基金からの繰入れとして計上し、歳出としまして、3款民生費、3節職員手当等に、千葉県市町村総合事務組合に支払う退職手当特別負担金増3,713万円を計上したものです。

以上、提案理由を御説明申し上げました。何卒御承認賜りたく、よろ

しくお願いいたします。以上です。

○副議長（田中晋君） 説明が終わりましたので質疑に入ります。
発言を許します。
質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（田中晋君） ないものと認めます。
よって、質疑を打ち切ります。
採決を行います。
議案第2号を原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○副議長（田中晋君） 挙手全員でございます。
よって、議案第2号は原案のとおり承認されました。

○

○副議長（田中晋君） 日程第5、議案第3号を議題に供します。
〔末尾参照〕

○副議長（田中晋君） 説明を求めます。事務局長。

○事務局長（池上昌弘君） はい。
議案書13ページでございます。

議案第3号は、東葛中部地区総合開発事務組合立障害者支援施設条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

これは、条例別表に定める指定管理者が徴収する利用料金のうち、みどりの家利用者に提供する昼食1食当たりの費用の額を改定しようとするものです。

議案書の14、15ページを御覧ください。

共同生活援助事業所みどりの家の利用者が、昼間みどり園の生活介護事業を利用して昼食をとる際に、現行では1食当たり563円を徴収することとしておりますが、国の食事提供体制加算制度を適用することにより、利用者は食材料費相当分のみの負担とすることができるため、改正後は1食当たり235円に引き下げようとするものでございます。

なお、改定は本年4月分から適用することとし、既に納入されたものについては指定管理者におきまして清算等により調整を図ってまいります。

以上でございます。何卒御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○副議長（田中晋君） 説明が終わりましたので質疑に入ります。
発言を許します。
質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（田中晋君） ないものと認めます。

よって、質疑を打ち切ります。

採決を行います。

議案第3号を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○副議長（田中晋君） 挙手全員でございます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

○

○副議長（田中晋君） 日程第6、議案第4号を議題に供します。

〔末尾参照〕

○副議長（田中晋君） 説明を求めます。事務局長。

○事務局長（池上昌弘君） はい。

議案第4号は、示談の締結及び損害賠償の額の決定についてでございます。

これは、みどり園内において発生した事故について、相手方と示談を締結し、及び損害賠償の額を定めようとするものです。

議案書の19ページを御覧ください。

本議案に係る事故は、平成25年4月28日に障害者支援施設みどり園内居住棟において発生したもので、利用者同士が接触したことにより、このうちの1人が左大腿部を骨折する傷害を負ったものです。みどり園職員においては、利用者相互の動静を注視し、接触等による事故等が発生することを防止する注意義務があったところ、別の利用者の介助に集中していたことにより、本件事故の発生を防止することができませんでした。本組合としては、利用者の動静を注視し、事故の発生等を防止する注意義務を果たしていたとはいえ、その損害の全額を賠償する責めを負うものです。

このため、負傷した利用者を相手方として、損害賠償金384万6,686円を支払うことで示談を締結しようとするものです。

なお、支払う損害賠償金については、全額について、事務組合が加入する賠償責任保険が適用となり、補てんを受けることとなっています。

以上でございます。何卒御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○副議長（田中晋君） 説明が終わりましたので質疑に入ります。

発言を許します。

質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（田中晋君） ないものと認めます。

よって、質疑を打ち切ります。

採決を行います。

議案第4号を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○副議長（田中晋君） 挙手全員でございます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

○

○副議長（田中晋君） 日程第7、議案第5号を議題に供します。

〔末尾参照〕

○副議長（田中晋君） ここで地方自治法第117条の規定により、木村得道議員の退席を求めます。

〔木村得道議員退席〕

○副議長（田中晋君） 説明を求めます。事務局長。

○事務局長（池上昌弘君） はい。

議案書21ページでございます。

議案第5号につきましては、東葛中部地区総合開発事務組合監査委員の選任についてでございます。

議案書22ページを御覧ください。

監査委員として、我孫子市議会議長であります木村得道氏を選任いたしたく、東葛中部地区総合開発事務組合同規約第10条第2項の規定により、同意を求めようとするものです。

以上、提案理由を御説明申し上げます。何卒御賛同賜りたく、よろしくお願いいたします。

○副議長（田中晋君） 議案第5号につきましては人事案件でございますので、質疑・討論を省略して採決を行いたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（田中晋君） ないものと認めます。

よって、議案第5号を原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○副議長（田中晋君） 挙手全員でございます。

よって、議案第5号は原案のとおり同意されました。

木村得道議員の除斥を解きます。

〔木村得道議員着席〕

○

○副議長（田中晋君） 日程第8、一般報告を行います。

お諮りいたします。

一般報告につきましては、別紙印刷物をもって省略いたしたいと思

ますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり。]

○副議長（田中晋君）異議なしと認めます。

よって、一般報告は別紙印刷物をもって省略いたします。

○

○副議長（田中晋君） 日程第9、一般質問を行います。

質問を許します。質問はございませんか。

[「はい」と呼ぶ者あり。]

○5番議員（青木章君） はい。

○副議長（田中晋君） 青木章議員。

○5番議員（青木章君） はい。

それでは通告に基づきまして質問をさせていただきます。

本年4月1日から、社会福祉法人大久保学園が指定管理者としてみどり園の管理・運営を行っています。

我孫子市の平成25年12月議会、平成26年3月議会においてお二人の議員から、また、6月の議会ではお一人の議員から、みどり園が指定管理者に移行するにあたり、みどり園の臨時職員の処遇に問題があること、及び、指定管理者の管理・運営を評価する体制が不明確であることの2点について指摘があり、この問題を東葛中部地区総合開発事務組合の議会で取り上げるよう、強く要請を受けておりますので、質問をさせていただきます。

まず1点目。みどり園臨時職員の処遇についてです。

みどり園の正職員は、柏市・流山市・我孫子市の構成3市により、平成25年度・26年度の2か年で採用が行われました。

一方、臨時職員につきましては、昨年度、大久保学園準職員を希望した職員のうち1名が選考に漏れ、不採用となっております。

議員が問題視しておりますのは、大久保学園から提出された「みどり園改築等PFI事業提案書」では、人材雇用について「みどり園正職員・臨時職員から優先的に採用する」、「希望する職員はできるだけ多く再雇用を行い適宜配置する」、さらには「地域を知った地元在住者を優先的に採用する」と記載されていますが、不採用となった臨時職員は、10年以上みどり園に勤務した実績のある職員で、かつ我孫子市在住で処分歴がないにもかかわらず、不採用になっていることについてです。

まず、不採用とした理由を明らかにすることを求められておりますので、事務組合としての調査の結果も含め、見解をお聞かせください。

○副議長（田中晋君） ただいまの質問に対する答弁。

秋山浩保管理者。

○管理者（秋山浩保君） 指定管理者における職員採用については、社会福祉法人大久保学園から提出された「みどり園改築等PFI事業提案書」において、人材確保の面で御指摘のあったとおり、「組合正職員及び臨時職員の中から、希望する職員はできるだけ多く再雇用を行い適宜配置する」ことや「地元在住者の方を優先的に採用する」ことの提案がなされております。

今回の同法人の職員採用に当たっては、提案書のとおり正職員・準職員の多くを、みどり園職員だった者から優先的に採用を行っております。36名希望中、35名の採用となっております。したがって、提案に沿ったものであると評価をしております。

また、同法人がどのような者を採用するか、また、いかなる条件で雇うかについては、法令等の制限がない限り、原則として同法人が自由に決定できるものであり、今回の採用に当たっても、同法人が総合的に判断して採用する者を決定したものであります。したがって、本組合としては、不採用の個別事情については、残念ながら関与すべきではないと考えております。

〔「はい」と呼ぶ者あり。〕

○5番議員（青木章君） はい。

○副議長（田中晋君） 青木章議員。

○5番議員（青木章君） はい。

1問目を引き続き質問させていただきます。

ただいまの答弁では、不採用の個別事情についてですね、「事務組合としては関与すべきではない」という見解が示されたというふうに受け取りましたが、「大久保学園を希望するみどり園職員は、基本的に全員採用するはずではなかったのか」という点について、事務組合から大久保学園に対して要請するよう、議員から求められております。

この点についての事務組合の見解をお聞かせください。

○副議長（田中晋君） 秋山浩保管理者。

○管理者（秋山浩保君） はい。

先ほども申し上げましたとおり、事務組合としては、提案書に沿って多くのみどり園の職員が採用されたものと認識をしております。また、法人が不採用と決定した者について、それを覆し採用するように働き掛けることは、ある意味不当な介入でもあり、適当ではないと考えております。

なお、準職員の採用に関する大久保学園の説明会において、「事業や支援の継続、保護者や利用者の不安解消にも、みどり園臨時職員のお力を借りたい。ただし、選考試験は実施する。」との説明はありましたが、全員の皆さんを採用するとの説明は、なされていないということでござい

ます。以上です。

[「はい」と呼ぶ者あり。]

○5番議員（青木章君） はい。

○副議長（田中晋君） 青木章議員。

○5番議員（青木章君） はい。

引き続きですね、ちょっと違う別の視点からもお話しをしたいと思いますんですが、これまでも、不採用となった臨時職員の処遇につきましては議員からの要請を受けまして、我孫子市がですね、平成26年、今年の3月の24日付けの文書に、企画第397号と398号において、事務組合の管理者に対しまして文書で照会をし、社会福祉法人大久保学園に対しまして調査を行った際の回答の写しをいただいております。

我孫子市はこの回答内容を議員に提出をしましたが、議員からは、「この回答は事務組合の調査結果ではなく、大久保学園から提出された回答をそのまま横流しただけである。よって再度、事務組合として調査をすべきだということをや請して欲しい」という指摘を受けております。

そこで質問ですが、不採用となった1名の臨時職員は、みどり園労働組合の執行部役員であったとのことですが、この回答書によりますと、「大久保学園は採用にあたって労組の執行部役員であるとの認識はなかった」としています。さらに「不採用となった1名の臨時職員に対する大久保学園の準職員選考面接における質問が他の受験者と相違していた、違った質問であったのではないか」という、そういう質問に対して、「基本的には他の受験者と同じ内容であった」と回答をされています。

この点については、うちの議員からですね、「大久保学園の言い分と受験者あるいは労働組合の言い分に食い違いがあり、組合員はずしではないのか」ということから「受験者一人一人に再度調査を実施し、明らかにすべきである」との要請を受けております。この点につきましても、事務組合の見解をお聞かせください。

○副議長（田中晋君） ただいまの質問に対しての答弁。

秋山浩保管理者。

○管理者（秋山浩保君） はい。

繰り返し申し上げる形で大変恐縮でございますが、法人による、大久保学園による職員採用は法人が決定すべきものであり、事務組合が同法人の不採用の個別の問題に介入することは適当ではないというふうに考えております。しかしながら、御質問にありましたように我孫子市さんから文書による照会があり、また、みどり園労働組合からも要請があったことから、これらの内容について法人に問い合わせを行いました。同法人は「労働組合員であることを採用の際に考慮していない」と答えておりますので、労働組合員であるということをもって差別的取扱いを

したということはないということでございます。

[「はい」と呼ぶ者あり。]

○5番議員（青木章君） はい。

○副議長（田中晋君） 青木章議員。

○5番議員（青木章君） はい。

ちょっと確認をさせていただきますが、今の答弁ですと事務組合は再調査を行わないという趣旨で理解をしてよろしいでしょうか。

○副議長（田中晋君） 秋山浩保管理者。

○管理者（秋山浩保君） はい。

事務組合がこれらについて調査し、判定する権限はございません。不当労働行為であるとの主張であれば、御本人又は当該の労働組合が申立て等によりそのように主張され、労働委員会又は裁判所に判断を求めることが適当であるといふふうに考えております。以上です。

[「はい」と呼ぶ者あり。]

○5番議員（青木章君） はい。

○副議長（田中晋君） 青木章議員。

○5番議員（青木章君） はい。

法人による職員採用について、事務組合が介入するのは適切ではないという考え方、あるいは事務組合としてですね、採用に関して調査をし、そういう権限もないというなかで、やはり不当労働行為ということで主張するのであれば、それなりの法的措置を採るのが適切ではないかというような事務組合の考え方の趣旨であるというふうなことで理解をいたしました。このまま質問を続けましてもですね、これ以上の進展はないと思いますので、そういう理解のもとで2点目の質問に入らせていただきます。

2点目のですね、指定管理者のモニタリング方法と執行体制についてです。

「利用者の安全・安心、職員の労働環境など、大久保学園の管理・運営について具体的な監査システムを東葛中部地区総合開発事務組合にきちんと構築させ、適正にモニタリングが執行されるよう事務組合議会において提案すべき」とのご指摘をやはり議員からいただいておりますので、この点についての事務組合の見解をお聞かせください。

○副議長（田中晋君） ただいまの質問に対する答弁。

秋山浩保管理者。

○管理者（秋山浩保君） はい。

事業実施状況に係るモニタリングを実施し、事業者が実施するサービス等の履行状況の確認、サービスの質の評価及びサービスの安定性の評価等を行います。

また、識見者、P F I 事業及び指定管理者制度に識見があるもの並びに福祉施設の施設長の経験者等の方々を選択して指定管理者評価委員会を設置します。その上で施設の運営及び管理等、法人の財務状況、職員の労働環境に関して評価を行っていきたいと考えております。

[「はい」と呼ぶ者あり。]

○5番議員（青木章君） はい。

○副議長（田中晋君） はい。青木章議員。

○5番議員（青木章君） はい。

事務組合からいただいております、平成26年度のみどり園改築等P F I 事業モニタリング計画書では、事故等の記録について原因を追求し、その上で再発防止策や未然防止策の検討をはじめ、虐待マニュアルの確認などについて記載がありません。

この点について、モニタリング計画書の中に項目を設定するお考えがあるかどうかをお聞かせください。

○副議長（田中晋君） ただいまの質問に対しての答弁。

秋山浩保管理者。

○管理者（秋山浩保君） はい。

みどり園内での事故、虐待などの報告や防止対策等については、大久保学園が定めている平成26年度事業計画書やみどり園、みどりの家及び短期入所事業の運営規程の中に項目が設けられております。したがいまして、事務組合がモニタリングを実施していく際にはこれらの内容について確認を行なっていきたいと考えております。以上です。

○副議長（田中晋君） はい。ほかに質問はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（田中晋君） ないものと認めます。

よって、一般質問を終結いたします。



○副議長（田中晋君） 日程第10、副管理者選挙を議題といたします。

組合規約第8条第1項の規定により、副管理者の任期が平成26年7月10日をもって任期満了いたしますので、会議規則第9条の規定により選挙を行います。

会議規則第10条の規定により、選挙の方法についてお諮りいたします。

[「副議長」と呼ぶ者あり。]

○5番議員（青木章君） 副議長。

○副議長（田中晋君） 青木章議員。

○5番議員（青木章君） はい。

副管理者の選挙方法につきましては、慣例によりまして、指名推選の

方法にいたしたいと思っておりますので、お諮りをお願いいたします。

○副議長（田中晋君） お諮りいたします。

ただいま青木章議員から、指名推選の方法によるという発言がございました。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり。〕

○副議長（田中晋君） 異議なしと認めます。

よって、選挙は指名推選による方法と決まりました。

お諮りいたします。

青木章議員を、副管理者の指名推選者にいたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり。〕

○副議長（田中晋君） 異議なしと認めます。

よって、青木章議員において指名することに決まりました。

青木章議員。

○5番議員（青木章君） はい。

副管理者には、流山市長の井崎義治議員を指名推選いたしたいと思っておりますので、お諮りをお願いいたします。

○副議長（田中晋君） お諮りいたします。

副管理者には、青木章議員において指名推選のありました、流山市長の井崎義治議員ということでございますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり。〕

○副議長（田中晋君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名推選のありました、流山市長であります、井崎義治議員が副管理者に当選されました。

ただいま副管理者に当選されました、井崎義治議員が場内におられますので、本席から会議規則第11条第2項の規定による当選の告知をいたします。

副管理者に当選されました、井崎義治議員の挨拶を許します。

〔井崎義治議員挨拶〕

○1番議員（井崎義治君） 皆様と御一緒にこの事務組合のより効率的、効果的な運営のために努力をしてまいりたいと思っておりますので、どうぞ宜しくお願いいたします。

○副議長（田中晋君） 以上をもちまして、今期定例会に付議されました事件等は、すべて議了いたしました。

これをもちまして、東葛中部地区総合開発事務組合議会平成26年第

2 回定例会を閉会いたします。

午後 3 時 3 5 分閉会

会議規則第19条の規定により下記に署名する。

平成26年 7月15日

議会副議長 田 中 晋

議会議員 関 口 隆 明

議会議員 青 木 章

資料

平成 26 年 7 月 2 日

東葛中部地区総合開発事務組合議会
平成 26 年第 2 回定例会

議案第 1 号～議案第 5 号

東葛中部地区総合開発事務組合

専決処分について

地方自治法第 292 条において準用する第 179 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したので，同条第 3 項の規定によりこれを報告し，承認を求める。

平成 26 年 7 月 2 日提出

東葛中部地区総合開発事務組合
管理者 秋 山 浩 保

提案理由

千葉県市町村総合事務組合の市町村負担金の精算に伴い，増額補正したので提案する。

専決処分書

地方自治法第292条において準用する第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成26年 3月11日

東葛中部地区総合開発事務組合
管理者 秋山 浩 保

平成25年度東葛中部地区総合開発事務組合一般会計補
正予算について

平成25年度東葛中部地区総合開発事務組合一般会計補正予算を
次のとおり定める。

平成25年度東葛中部地区総合開発事務組合一般会計補
正予算（第3号）

平成25年度東葛中部地区総合開発事務組合の一般会計補正予算
（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ89,800千円
を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,003,
955千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並び
に補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」
による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8 諸収入		10,391	89,800	100,191
	2 雑入	10,391	89,800	100,191
歳 入 合 計		1,914,155	89,800	2,003,955

歳 出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		1,498,175	89,800	1,587,975
	1 社会 福祉費	1,498,175	89,800	1,587,975
歳 出 合 計		1,914,155	89,800	2,003,955

専決処分について

地方自治法第 292 条において準用する第 179 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したので，同条第 3 項の規定によりこれを報告し，承認を求める。

平成 26 年 7 月 2 日提出

東葛中部地区総合開発事務組合
管理者 秋 山 浩 保

提案理由

みどり園改築等 P F I 事業に伴い，本組合職員の退職時特別昇給について，千葉県市町村総合事務組合負担金条例により特別負担金が賦課され増額補正したので提案する。

専決処分書

地方自治法第292条において準用する第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成26年 5月21日

東葛中部地区総合開発事務組合
管理者 秋山 浩 保

平成26年度東葛中部地区総合開発事務組合一般会計補
正予算について

平成26年度東葛中部地区総合開発事務組合一般会計補正予算を
次のとおり定める。

平成26年度東葛中部地区総合開発事務組合一般会計補
正予算（第1号）

平成26年度東葛中部地区総合開発事務組合の一般会計補正予算
（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ37,130千円
を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ758,11
2千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並び
に補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」
による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰入金		54,523	37,130	91,653
	1 基金繰入金	54,523	37,130	91,653
歳入合計		720,982	37,130	758,112

歳 出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		272,979	37,130	310,109
	1 社会福祉費	272,979	37,130	310,109
歳出合計		720,982	37,130	758,112

東葛中部地区総合開発事務組合立障害者支援施設条例の
一部を改正する条例の制定について

東葛中部地区総合開発事務組合立障害者支援施設条例の一部を改
正する条例を次のとおり制定する。

平成 2 6 年 7 月 2 日提出

東葛中部地区総合開発事務組合
管理者 秋 山 浩 保

提案理由

生活介護事業を利用する者のうちケアホーム利用者から徴収する
食事の提供に要する費用の額を改めたいので提案する。

東葛中部地区総合開発事務組合条例第 号

東葛中部地区総合開発事務組合立障害者支援施設条例の 一部を改正する条例

東葛中部地区総合開発事務組合立障害者支援施設条例（平成15年東葛中部地区総合開発事務組合条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表食事の提供に要する費用の部生活介護事業を利用する者のうち東葛中部地区総合開発事務組合立共同生活援助事業所条例（平成22年東葛中部地区総合開発事務組合条例第3号）第1条に規定する事業所を利用している者（以下この表において「ケアホーム利用者」という。）の項中「563円」を「235円」に改める。

附 則

この条例は公布の日から施行し、改正後の別表の規定は平成26年4月分から適用する。

示談の締結及び損害賠償の額の決定について

次のとおり示談を締結し、及び損害賠償の額を定める。

平成26年 7月 2日提出

東葛中部地区総合開発事務組合
管理者 秋山 浩 保



提案理由

平成25年4月28日に障害者支援施設みどり園内で発生した事故について、相手方と示談を締結し、及び損害賠償の額を定めたいので提案する。

1 示談及び損害賠償の相手方



2 示談の内容及び損害賠償の額の決定

東葛中部地区総合開発事務組合は，損害賠償金として，
に対し金 3,846,686 円を支払う。

東葛中部地区総合開発事務組合監査委員の選任について

次の者を東葛中部地区総合開発事務組合監査委員に選任したいから、その同意を求める。

平成26年 7月 2日提出

東葛中部地区総合開発事務組合
管理者 秋山浩保

提案理由

東葛中部地区総合開発事務組合同規約第10条第2項の規定により、議会の同意を得るため提案する。

1 住所

我孫子市湖北台7丁目6番地11号棟301号室

2 氏名

木村 得道

3 生年月日

昭和42年8月28日